

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 31 号

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成 12 年岩手県条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第 7（第 2 条関係） 道路交通法関係事務手数料				別表第 7（第 2 条関係） 道路交通法関係事務手数料			
事務	名称	金額	指定試験機 関等	事務	名称	金額	指定試験機 関等
[略]				[略]			
8 法第 92 条第 1 項の 免許証 の交付	第一種運転免許 又は第二種運転 免許に係る免許 証の交付	第一種又は第 二種免許証交 付手数料	1,650円 (法第92条第 1項後段の規 定により一の 種類の免許に 係る免許証に 他の種類の免 許に係る事項 を記載してそ の種類の免許 に係る免許証 の交付に代え る場合にあっ ては、 <u>1,650</u> 円に当該他の	8 法第 92 条第 1 項の 免許証 の交付	第一種運転免許 又は第二種運転 免許に係る免許 証の交付	第一種又は第 二種免許証交 付手数料	2,100円 (法第92条第 1項後段の規 定により一の 種類の免許に 係る免許証に 他の種類の免 許に係る事項 を記載してそ の種類の免許 に係る免許証 の交付に代え る場合にあっ ては、 <u>2,100</u> 円に当該他の

			種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額)	
	[略]			
9 法第94条第2項の免許証の再交付	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の再交付	第一種又は第二種免許証再交付手数料	<u>3,200円</u>	
	[略]			
10 法第101条第1項、第101条の2第1項又は第101条の2第1項の免許証の更新	免許証の更新(法第101条の2の2第1項の規定に基づき免許証の更新申請をする場合を除く。)	免許証更新手数料	<u>2,100円</u>	
	免許証の更新(法第101条の2の2第1項の規定に基づき免許証の更新申請をする場合に限る。)	免許証経由更新手数料	<u>2,100円</u>	
	[略]			

備考 [略]

			種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額)	
	[略]			
9 法第94条第2項の免許証の再交付	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の再交付	第一種又は第二種免許証再交付手数料	<u>3,650円</u>	
	[略]			
10 法第101条第1項、第101条の2第1項又は第101条の2第1項の免許証の更新	免許証の更新(法第101条の2の2第1項の規定に基づき免許証の更新申請をする場合を除く。)	免許証更新手数料	<u>2,550円</u>	
	免許証の更新(法第101条の2の2第1項の規定に基づき免許証の更新申請をする場合に限る。)	免許証経由更新手数料	<u>2,550円</u>	
	[略]			

備考 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成 21 年 1 月 4 日から施行する。